

令和6年12月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月6日(金) 午後2時00分～午後3時20分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	17	清水 優志
5	井上 靖好	12	山本 官	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	13	池田 三郎	19	植 俊彦
7	安藤 久徳	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	5	宮地 秀之		
3	宮崎 幸一	7	宮地 浩		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	11	遠地 美千代

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	下村 陽次郎	主事	岡本 ほのか

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(4件)
 第4号議案 非農地証明書の交付について(15件)
 第5号議案 農用地利用集積計画案(一括方式)について(4件)
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年12月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号11番 遠地 美千代 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号2番 山崎 秀和 委員、議席番号3番 山本 美加 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、西土佐奥屋内字シモヤ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴15年の67歳で、従事日数は180日となっております。譲受人は現在県外に居住しておりますが、実家が奥屋内にあり年間のうち2・3月、7・8月、11・12月に戻り、家庭菜園や譲受人の父が所有している栗畑の耕作を行っているとのことです。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は奥屋内の実家から3kmほどの距離となっております。 現在、申請地は栗と茶を栽培しており、一部休耕地がありますが、取得後は譲受人が引き続き栗および茶を耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、森沢字ミヤゾエ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40

	年の 67 歳の方で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 500 メートルの距離となっております。 現在、申請地は果樹が植わっており、取得後は引き続き譲受人が柿等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号 3。土地の表示は、若藤字武井 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は 83 歳の方で、農作業への従事日数は年間 200 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、草刈り機を所有、田植機、コンバインをリースしているとのことです。申請地は自宅から約 10 キロメートルの距離となっております。 現在、申請地は果樹が植わっており、取得後は引き続き譲受人が柿等の果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして、議案書は 3 ページになります。 番号 4。土地の表示は、若藤字北石神 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 20 年の 47 歳の方で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機をリース、軽トラック、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 2.5 メートル圏内となっております。 現在、申請地は水稻や果樹等を栽培中であり、一部休耕中の農地もありますが、取得後は引き続き譲受人とその家族が水稻や果樹等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「土居委員」1 番についてお願いします。
●16 番 土居委員 (西土佐奥屋内地区ほか担当)	11 月 25 日に現地を確認しました。お茶と栗が植えてあります。耕作のできる状態でした。また一部に休耕地もあります。11 月 27 日に電話で譲受人への聞き取りを行いました。現在大阪の方に住んでおりますが、実家が奥屋内に

	あつて、お父さんが居たこともあつて1年間の内で春と夏と冬に、それぞれ2ヶ月間ぐらいつつ帰ってきており、実家の畑で家庭菜園や栗とお茶を耕作してきたそうです。今年お父さんは亡くなったけれども、これから先も同じように実家に帰ってきて耕作をできる間は耕作していくということでした。また、一部の休耕地については今後栗等を植えていくとのことです。周辺農地に影響はありません。 以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	11月26日電話にて譲受人への聞き取り、11月27日申請地の現地確認、12月5日再度本人立会いの下、現地確認と聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。今回取得しようとする農地については柿を耕作していくとのことです。現在は、草が生えて荒れた状態です。周辺の農地には影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても、効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。 以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	電話にて譲受人への聞き取りを行いました。山本美加委員の報告とおりで間違いありません。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」3番・4番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	まず3番について説明します。11月26日武井推進委員の2人で譲受人立会いで現地確認を行いました。申請は6筆になっていますが、柿が十数本植わってありました。取得後も現況のまま管理をするということなので、許可に問題ないと考えます。 次に4番は3箇所ありまして、11月26日武井推進委員の2人で譲受人の父親立会いで現地確認を行いました。口鴨川の6筆の現況は草が生えている状態ですが、取得後は綺麗に草を刈って果樹等を植えて管理をするということです。申請16筆の許可については問題ないと考えています。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	独りで長い間暮らしておりました母親が、亡くなったということで、神奈川県で暮らしている娘が、故郷を身辺整理するという経緯がありまして、今回の申請に至りました。内容的には全く変わった意見はございません。以上です。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。 番号1 土地の表示は西土佐津野川字城平以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 令和6年11月27日、会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の坂本委員と宮地推進委員および申請人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。 この度、駐車場にするものです。場所については、中村高校西土佐分校より東へ500メートルほどのところにある農地です。北側・東側・南側は宅地、西側は隣地所有の私道を挟んで農地となっており、隣接農地所有者から同意を得ております。雨水については、自然浸透で周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。 よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということであります。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「坂本委員」1番についてお願いします。
●9番 坂本委員 （西土佐津野川地区ほか担当）	11月27日、会長職務代理、事務局、宮地推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は北側・東側・南側は宅地、西側は私道を挟んで畑があり、その所有者より転用の同意があります。民宿カヌーツーリングと事業を広げる中、従来ある駐車場は手狭となり、さらに駐車場が必要になり申請に至ったということです。 なお、申請地は急な傾斜地であり幡多土木に書類を提出すると伺っています。許可後は重機を用いて整地するとのこと。雨水については自然排水、周辺の農地に影響はないと思われます。以上のことから農地法第4条の規定による許可申請については、適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地浩委員 （西土佐津野川地区ほか担当）	坂本委員の説明のとおりでございました。私から見ても特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページ・6ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀字二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等

につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、事務所を新築するものです。場所については、古津賀駅より約 650 メートルに位置する農地で、北側は宅地、西側は市道、南側及び東側に隣接する農地の所有者からは承諾書の提出があります。排水計画について、雨水は自然浸透で西側市道へ排水します。家庭からの雑排水は浄化槽を設置し西側市道へ排水します。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号2。土地の表示は、安並字サカヲリ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、東山保育所の送迎用として駐車場整備するものです。場所については、東山保育所の付近に位置する農地で、東側、北側は市道、南側は宅地、西側に隣接する農地の所有者から同意書の提出があります。排水について、雨水は自然浸透で西側、市道側溝へ排水します。

申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして番号3。土地の表示は、具同田黒字三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、車庫建築するものです。場所については、具同駅より約 700 メートルに位置する農地で、北側、西側は市道、東側は住宅、南側に隣接する農地所有者から同意書の提出があります。排水計画について、雨水は自然浸透により排水します。

申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして番号4。土地の表示は、不破字奥御前 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

	11月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の岡崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築するものです。場所については、中村駅より約1.2キロメートルに位置する農地で、北側は山林、西側は県道、東側は宅地、南側は雑種地のため周辺に農地はありません。排水計画について、雨水は自然浸透で東側、南側は既設側溝へ排水します。雑排水は浄化槽を設置し東側既設側溝へ排出します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種住居地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （東山・八束地区担当）	11月27日に関係機関の皆さんと申請地を見に行きました。周りの耕作している農地から承諾書が出ていますので、周辺に影響はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	11月27日現地を確認しました。譲受人の会社の方に話を聞きましたが、狭くて良い土地を探していた所、今回の申請地が見つかったと。周辺は住宅が建っており、特に問題はないかと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」2番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （東山・蕨岡甲地区担当）	11月27日会長、事務局、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請地は登記地目は田になっておりますが、現況は耕作されておらず1メートルぐらいの草が生い茂っている状態でした。安並保育所の保護者が園児の送迎の際に使用している駐車場が使用できなくなるため、ここを駐車場とし使用したいとのことです。現地の所有者からは同意書を得ています。 以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	谷崎委員が言われたとおり特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	事務局の説明のとおり、東側は住宅、北側も道を挟んで住宅、西側は道を挟んで河川、南側は果樹等が植えられている畑となっています。今回の申請は、庭全体ではなく車

	庫を建てる面積分のみの申請です。周辺は住宅地ということもあり、日照の影響等、営農への支障はないと確認しました。 以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	11月28日に現地を確認しました。車庫建築するにあたっては特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」4番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 （中村地区担当）	11月27日会長、事務局、申請代理人と現地を確認しました。先ほどの事務局の説明のとおりで、現地は県道から東の方に入った場所で、柿の木、ミカンの木、梅の木が数本植えられている状況でした。現地の近くには数件の民家がありました。申請代理人の話によると、住宅兼英語教室をやっていききたいということです。 以上のことから転用について適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	11月28日現地を確認しました。岡崎委員の言われたとおり住宅を建築するにあたっては特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。
議案書は7ページになります。

番号1。土地の表示は具同字入六谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、地区担当の徳留委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山が崩れている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に山林となっております。課税状況についても、山林での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号2。土地の表示は安並字谷ノモト、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、地区担当の谷崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場として使用されております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号3。土地の表示は安並字クリキド、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、番号2と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場として使用されております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に駐車場となっております。課税状況については、雑種地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号4。土地の表示は安並字ドイ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、番号2、

番号3と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は埋め上げられ、一部太陽光パネルが設置されております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。課税状況については、雑種地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、議案書は8ページになります。

番号5。土地の表示は伊才原字口芭蕉、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、地区担当の池田委員と東推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に草が生い茂っている状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号6。土地の表示は平野字與助作式、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、地区担当の井上委員と宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は倉庫が建っております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に建物が建っている状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして番号7。土地の表示は有岡字本能寺、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月27日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は1698番については倉庫が建っており、1677番リについては原野となっております。

ます。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 19 年時点の航空写真では既に建物が建っている状況及び草が生い茂っている状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、1698 番については人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。1677 番については耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号 8 から番号 14 まではまとめて説明いたします。土地の表示は川登字大舟木、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11 月 27 日、地区担当の植委員と武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林及び原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に山林及び草が生い茂っているような状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして議案書は 11 ページになります。

番号 15。土地の表示は若藤字後ロヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11 月 27 日、地区担当の山本官委員と武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は 107 番 2 については公衆用道路となっており、146 番 1 については宅地となっております。外 8 筆については、山林及び原野となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では全筆とも既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、107 番 2、146 番 1 については人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。外 8 筆については耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	申請地は住宅地より4～5メートル上にある山の傾斜地にありました。60年以上前から耕作放棄されている状況で、山肌が崩れ危険な状態ではありました。土壌は崖土であり農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから非農地証明は適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	現地確認を行いました。説明のあったとおり非農地証明を交付するにあたっては問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」2番から4番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （東山・蕨岡甲地区担当）	2番から4番について説明いたします。11月27日会長と事務局申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。まず2番ですが、駐車場にしていた所を埋め立てて広くする予定だそうです。当該地は人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。 続きまして3番ですが、当該地は平成13年より駐車場とし利用され人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。 続きまして4番ですが、当該地は平成20年頃から資材置場として使用され人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。 以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2番から4番についてですが、12月27日現地確認を行いました。非農地証明について適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「池田委員」5番についてお願いします。
●13番 池田委員 （蕨岡・富山地区担当）	11月27日、会長、申請代理人、事務局、東推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は平成20年から原野となっていまして、農地へ復旧は困難な土地と思います。非農地証明の交付は妥当だと思います。以上です。

議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員（富山・蕨岡地区担当）	11月27日、会長、申請代理人、事務局で現地調査を行いました。何年も前から耕作放棄地となっており今は原野となっておりまして、地元の建設会社の資材置き場に使用したいと話していました。非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」6番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。農地への復旧は困難な土地と判断し、非農地証明の交付は適当だと考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	11月27日、現地へ確認に行きました。現地を見てわかるとおり農地への復旧は困難であるため、非農地証明は妥当ではないかと思えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」7番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	当該地1698番については、平成5年より農業用倉庫として使用されており、また、1677番については平成15年より耕作放棄され平成20年には原野となり今日に至っているということです。11月27日に現地を確認してきましたが、今現在は竹が生えている状態であり、農地への復旧は困難と判断しました。 以上のことから非農地証明は適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	11月27日に現地を確認してきました。現地は竹が生えており農地へ戻すことは困難であるため妥当であると判断しました。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「植委員」8番から14番についてお願いします。
●19番 植委員 （大川筋地区担当）	11月27日、会長、申請代理人、事務局、武井推進委員と現地調査を行いました。何年も耕作放棄し山林となっており、非農地申請は適当であると思えます。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	11月27日、会長、事務局、申請代理人、植農業委員と現地確認を行いました。現地は山を登っていくのは困難ということで、遠隔写真で対応ということになっております。平成5年頃から田畑は耕作されておらず30年以上も経過しておりますので、非農地の申請は妥当と考えております。以上です。

議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」15番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	11月27日、会長、事務局、武井推進委員、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。事務局の説明のとおり申請地10筆全てが、農地へ戻すことが困難と判断し農地行政上も特に問題ない支障はないと思いますので非農地証明の交付は適当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員（大川筋・後川地区担当）	山本委員から説明のあったとおりですが、非農地申請は妥当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 なお、関係者ですので、東推進委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は12ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は13ページになります。 1番から4番について説明いたします。借受人は富山地区で水稻や果樹等の栽培をしている農業法人です。今回申請は、新規の申請です。貸付人は4名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和6年12月6日から令和16年12月5日までの10年間となっています。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「伊勢脇委員」1番から4番についてお願いします。
●15番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	11月27日に借受人と現地調査を行いました。借受人は集落で組合法人の代表者として尽力しております。番号1番、3番、4番については、ぶしゅかんを植え現在は収穫できる状態となっております。 番号2についてですが、現状どおり水稻を作付けするということです。 以上のことから農用地利用集積計画について適当であると認めます。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。 東推進委員は入室してください。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	地域計画の座談会やアンケート等についてです。 中村地域について、11月で座談会・アンケートは終了しました。今後は、特に目標地図の作成を進め、来年3月末の策定へ取り組んでいきます。 次に西土佐地域ですが、津大地区③である「奥屋内、玖木、口屋内」のアンケートを送付しており、10月21日を締め切りとしていました。座談会は、12月13日（金）、奥屋内下集会所 18:00～を予定しています。座談会の案内は11月19日に送付しました。また、モデル地区として令和6年3月に実施しました津大地区②である「津賀、薮ヶ市、須崎、大宮、下家地、中家地」の座談会を実施します。12月18日（水）、大宮生活改善センター 15:00～を予定しています。座談会の案内は、12月3日に送付しました。担当

	である農業委員さん、推進委員さんは、参加者の人集めを含め、ご協力よろしくお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	続きまして、その他でございますので、事務局より願います。
事務局	先日 11 月 28 日、29 日に東京の方へ清水会長に随行して行かさせていただきました。この代表者集会は年 2 回 5 月、11 月にありまして、全国の農業委員会の会長が一堂に会して集会を行っております。内容としましては、地域計画等の話が主でございました。また国会議員の県選出議員に対して、要請活動を例年行っております。要請内容としましては、農業用資材の高騰に対する支援をお願いしますといったことや、農業新聞等にあるように農産物への価格転嫁をぜひお願いしたいといったことを、国会議員へ直に要請してきました。要望に対して国会でも審議していただけるような回答も得ました。またこの集会が来年 5 月にありますので、切実な要望等がございましたら会長の方へ届けていただけたらとお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 6 日

議長 清水 優志

署名委員 山本 美加

署名委員 山崎 秀和